く書評>

広瀬 裕子著

『イギリスの性教育政策史 — 自由化の影と国家「介入」』 勁草書房 2009年

荒井 英治郎

本書は、著者が東京大学から博士(教育学) の学位を授与された学位請求論文「イギリス における性教育の義務必修化に関する研究: セクシュアリティに関心を持つ近代国家の政 策の一展開」に加筆修正を加えたものである。 本書の目的は、イギリス保守党政権によって 提起された性教育義務必修化政策の過程を、 私的(価値)領域への国家関与をめぐる認識 の変化が如実に示された事例として分析する ことにある。より具体的には、1970年代に政 党間の政治対立のシンボルとして取り上げら れた性教育という政策案が、いかなる論議を 経て1990年代のマーガレット・サッチャー保 守政権下において義務必修化されるに至った のかを明らかにしている。本書については、 伊藤年明氏 (三重大学) による書評 (『教育学 研究』第77卷第2号)、清田夏代氏(南山大学) による書評(『日本教育行政学会年報』第36号)、 尾崎公子氏(兵庫県立大学)による書評(『日 本教育政策学会年報 第17号)、千田有紀氏 (武蔵大学)による書評(『教育社会学研究』 第87集)、佐藤千津氏(大東文化大学)による 書評 (『The Japan-UK Education Forum No.14』) などがあるが、各章で提起される論点の数々 は共有すべき貴重なものと思われたため、以 下あえて逐次要約を行う。まずは、本書の構 成を下記に記しておく。

はしがき

序章 問題の所在と分析方法

第一部 性教育制度化前史:1950年代~1960 年代

第1章 1950年代から1960年代にかけての 性教育状況

第2章 進歩的性教育の登場

第3章 避妊への意味付けの変化

第二部 性教育制度化過程:1970年代~1990年 代

第4章 進歩的性教育の基本路線

第5章 議会論争:制度化の経緯

第6章 性教育義務必修制度の構成

第7章 性教育における論争的事項

第8章 性教育に対する世論とメディアの性 教育報道

第9章 道徳的右派による性教育批判の論理

第10章 性教育に対する宗教界の見解

第11章 新制度実施動向と授業の実際

終章 成熟した近代社会の問題と国家によるメ ンテナンス

以下、各章の概要をまとめておく。

まず第一部「性教育制度化前史:1950年代 ~1960年代」の第1章「1950年代から1960年 代にかけての性教育状況」では、1950~60年 代の中央地方における性教育に関する見解と施 策、民間諸団体の活動内容が概観され、①性教 育を担う個別組織の整備とネットワーク化など を好例とした組織づくり、②性教育担当者の人 材育成、③教育内容の充実・改善といった3本 柱が今後検討すべき事項としてすでに認識され ていたことが明らかにされている。性教育の内 容をめぐる当時の基本的な論調は、結婚・家族 制度の維持安定化を企図して「子どもたちに大 人になるための準備教育として必要な知識を与 え、自分自身の生き方を考えてもらしうという ものであったが、以後登場した新たな論調は、 「結婚制度に制約されない性行動の存在を前提 としながら避妊指導を性教育の不可避な項目と して想定しする、ある種の時代即応的な内容で あった (43頁)i)。結婚したカップルの出産・ 家族計画とは異なるタイプの避妊指導がこの時 点で想定されていたことは注目されてよい。こ の2つの論調は相互に関連するものではあるが、 1980年代以降焦点化されるのは、前者の結婚 のための準備教育としての性教育ではなく、後 者の若者の性行動への対応策としての性教育で あった。

次に、第2章「進歩的性教育の登場」では、 性教育に政治的主張を付与することになる進歩 的性教育の言説分析がなされその特徴が析出さ れている。自由化・民主化が社会変化の主要モ チーフであった1960年代は、抑圧・規制のシ ンボルであった性が解放・変革の原動力へと転 換した時期でもあり、性に対する眼差しも「コ ントロールしなければならない危険な衝動」と してではなく、「健康な人格を形成するための 重要な要素」として、言わば肯定的に認識され るようになっていた(50頁)。そこでは、性教 育といえども、あるいは性教育だからこそ、事 実に基づいた科学的アプローチを採用してくこ とが推奨され、学校における性教育実践も蓄積 され隆盛を極めていくようになる。他方、当時の性教育実践に対しては、道徳的右派による批判以外にも、いわば「身内による『建設』的な批判」(53頁)も同時に存在していたのであり、その役割を担ったのは、1970年以降に活発化するラディカル・フェミニストとゲイ・リベレイションによる性教育批判であったことも留意しておくべき点である。

さて、当時展開された進歩的性教育の言説は、 自由、選択、満足、責任といった4つの鍵概念 を軸に展開されるものであった。そこでの責任 の概念は、社会や宗教の規律、第三者に対する マクロレベルの責任というよりは、自分のパー トナーである相手に対するミクロレベルの責任 を意味し、自由な選択によって得られる満足を 担保し、他の鍵概念を取り結ぶ紐帯の役割を担 う概念として把握されるものであった。そして 進歩的自由主義的性教育が希求した人間像は 「自分のセクシュアリティに責任をもって行動 する自律的な人間 | (62頁) であった。こうして、 本章では、自由化を経た社会においては、1980 年代の保守党政権が掲げる自己責任や自助努力 という原則と、進歩的性教育が掲げ自律的な人 間像を体現させるべく示された性教育の方針と は、整合的ですらあったことが指摘されている。 すなわち他律的受動的人間ではなく自律的自発 的人間の養成を眼目に自己責任論を展開してい た保守党政権にとっては、進歩的性教育に帯び た自律性という規範の具体化・制度化は、道徳 律を機能させながら秩序回復していくという政 権運営方針の方向性と矛盾することはなかった のであり、むしろ有効な政策手段として認識さ れていたことがそこでは示唆されている。

次に、第3章「避妊への意味付けの変化」では、避妊に対する社会的認識の変化という観点から避妊の無料制度化などを好例とした家族計画事業の制度化を含んだ国営医療制度再編法の

成立過程(1973年)が考察され、避妊の多義 性とともに、避妊それ自体が社会政策の対象と なりゆく契機が明らかにされている。同法制定 過程に積極的に関与したアクターは、女性の自 立した生き方を支援してきた民間慈善組織の家 族計画協会であり、同協会は性的マイノリティ に対する差別を批判し、「産児制限」、「女性の 社会的自立 |、「望まない妊娠への対処 | といっ た社会的機能を有する避妊方法を若者に適切に 提示することの必要性を喚起していった。これ に対して、伝統派は、家族計画サービスの無料 化は税金の浪費である、避妊が自由な性文化を 奨励したことでかえって性行動を多様化させて しまった、よって、避妊行為は道徳性の「崩 壊」と通底しているとして自由化批判を展開す ることになる。同法制定過程の論点は、避妊サ ービスを国営医療制度として整備するか、サー ビスを完全無料にするかの2点に集約されたが、 「人口増加の抑制」という避妊に新たに付与さ れた社会的機能は良識派の支持も取り込むこと に成功し、家族計画協会は保守党政権と協力的 な連携関係を構築するなど、結果として後の性 教育義務必修化へとつながる政治的構図がこの 過程で形成されることとなる。

続く、性教育制度化の過程と制度の実情を記した第二部「性教育制度化過程:1970年代~1990年代」は、本書の中核部分に位置づくものである。以下、各章を概観しよう。

第4章「進歩的性教育の基本路線」では、性教育運営方針の検討を通じて、道徳的右派の批判対象となった家族計画協会の活動を概括している。左派運動の全盛期とも言い得る1970年代前半において家族計画協会が掲げた「控えめ」な所信表明は、目的のためには一貫してプラクティカルな対処を選択する家族計画協会の姿勢を如実に示すものであり、性教育は左派運動に「偏向」するものではないことを浸透させ

るのに効果的であった (101頁)。こうして、 家族計画協会による全国規模の情報収集・発信 は、進歩的性教育に対する求心力を高め、性教 育実践の基盤強化に寄与することになった。

第5章「議会論争:制度化の経緯 | では、政 治対立の象徴であった性教育が必修教科として 制度化されていく過程が議会議事録の分析を通 じて考察されている。当初、性教育というイシ ユーは上院下院ともに争点と成り得なかったが、 1970年以降には道徳的右派による性教育批判 が、1980年代以降には性教育の法定化及び義 務必修化がアジェンダとして設定されるように なり、議論の射程も、教室内の性教育実践の具 体例の是非から性教育政策の方向性にまで及ぶ ものとなっていった。以下、各論争の概要を記 せば、1973年論争では、学校での性教育の実 施は必要不可欠であるという認識を前提とした 上で教師が行う性教育の内容に対して国家の承 認が必要か否かが議論され、1976年論争では、 道徳的右派による家族計画協会活動への批判を 嚆矢とした進歩的性教育批判が展開され、以後 の論争の枠付けがなされた。望まぬ妊娠出産や 中絶の増加への対処法をめぐっては、子どもた ちに具体的な避妊の知識・技術を与える方法と、 性道徳の再建を重視し貞操と禁欲を教えるもの とに大別できたが、この見解の相違は政治力学 の構図をそのまま反映したものであった。その 後1980年論争では、性教育実施時に親への告 知が必要か否か、そして親は子どもの授業退席 の権利を有するか否かなど、宗教教育では前提 とされている親の教育の自由をめぐる論点が提 起された。なおこの過程で親の教育の自由を根 拠に子どもを退席させることを要求する論理は、 社会的危機に直面した段階においては「社会状 況を理解しない無知とアナクロニズムの表れ」 (142頁) と見なされ説得力を失っていくこと になる。そして、サッチャー政権下でなされた

1986年論争では、第2教育法の審議過程で性教 育と教育行政の関係が吟味され、続くHIV/ AIDSの感染拡大の危機に直面した段階でなさ れた1989年論争では、性教育の実施の是非が 社会政策の一環として有効たり得るかという 形で議論されるようになっていった。少女の 望まない妊娠問題と比較してHIV/AIDSの脅威 は、親を性教育の第一義的責任者と見なす原則 論を根本から揺るがすことになり、以後、性教 育に対する国家関与の必要性(すなわち、危機 管理のために学校で性教育を行うこと)は、親 の教育の自由に優先する新たな原則論として台 頭してくることになり、議論の多くは現実的な 性教育のあり方を構想する上での進歩的性教育 実践のブラッシュアップに割かれることとなっ た。この段階で道徳的右派による理念的宗教的 な性教育批判は影を潜め、性教育という政策案 に関しては保革対立という政治力学の構図それ 自体が終焉を迎えることになる。その後、ナシ ョナル・カリキュラムのサイエンス規則改定法 案との関係で展開された1992年論争では、性 教育は親の権限内に収まるものではないという 合意形成がなされ、1993年教育法の審議過程 で性教育の必修領域をサイエンスに限定し、必 修領域以外の性教育から親が子どもを退席させ る権利を妥協的に含みながら中等学校における 性教育の義務必修化が規定されることになる。 1970年代から20年に及ぶ論争の過程で看取で きるのは、公権力は性教育に関与すべきでない とする公権力の価値領域不介入原則の「原則」 としての有効性の希薄化と性教育に国家が関与 することの意味づけの変化であった。

第6章「性教育義務必修制度の構成」では、 宗教教育やナショナル・カリキュラムといった 1993年教育法で必修化された2領域に、第3の 必修領域として新たに加えられた中等学校にお ける性教育の枠組みが概観されている。 第7章「性教育における論争的事項」では、 性交同意可能年齢未満の避妊指導と同性愛の扱い方をめぐる論争が分析対象とされ、そこでは 避妊教育の効果を疑問視し避妊ではなく禁欲を 奨励したある種復古的なニュアンスを帯びた道 徳的右派の主張のみならず、避妊指導をセット にしながら性行動の自由を強調する性教育さえ も進歩的性教育の陣営の中で後退していく過程 が描かれている。すなわち、真摯な教育実践の 場では、避妊か禁欲かといった二者択一的論点 は通用しなくなっていくのである。

第8章「性教育に対する世論とメディアの性 教育報道 | では、ビクトリア的文化の伝統を持 ち、セクシュアリティをタブー視する傾向が強 いイギリスの精神風土の中で、どのように性教 育の制度化をめぐる世論の形成がなされたのか が考察され、1980年代半ばに行われた世論調 査では学校での性教育の実施が圧倒的多数で支 持されていること、イギリスの新聞は早い時期 から性教育を硬派の問題として扱う姿勢をとり、 報道内容のみならず報道姿勢それ自体が性教育 に対するタブー視を弱める効果を発揮したこと が述べられている。さらに、親の位置をめぐっ ては、第1に、保守派が多用する進歩的教育実 践を担う「革新的」な教師たちとそれに不快感 を感ずる「良識的」な親を対置させる図式が有 効性を失っていること、第2に、学校での性教 育を支持する(反対しない)多数派の親は、学 校の性教育の推進に必ずしも積極的な親である わけではなく、子どもに対して性について語る 力量を持たず、学校に性教育の肩代わりを期待 する親でもあること、第3に、逆に学校での性 教育に反対する少数派の親は性教育に明確な意 見を持っている親であることが多いこと、第4 に、性教育推進の阻害要因は親による明確な反 対のみならず、親の消極的な態度にも求められ ることが指摘されている。

第9章「道徳的右派による性教育批判の論理」では、原理主義的キリスト教を後ろ盾とした道徳的右派による進歩的性教育批判の内容が検討され、性教育批判の原型が析出されている。道徳的右派が採用した戦略は、自由化後の社会を「許容的社会、ぬるま湯的社会(permissive society)」と呼称し、それを主導したのが労働党政権であり、彼らが推進する性教育も重ねて批判するというものであったが、「原則」の有効性を繰り返し主張する様は社会的危機への対応という点からすれば後手に回っているものと解され、ある種「旧態依然」の論法は世論の広い支持を取り付けることができなかったことが明らかにされている。

第10章「性教育に対する宗教界の見解」では、社会の世俗化傾向に直面した宗教界が性教育の制度化に対していかなる対応を迫られたのかが検討され、「学校における性教育の進展は、性教育領域に宗教界が影響力を失う過程とパラレル」(233頁)であったことが示されている。

第11章「新制度実施動向と授業の実際」では、 性教育に強く反対するイスラム系コミュニティ を多く有するケンブリッジ地区を事例に、1993 年教育法における性教育の制度化後、1994年9 月から実施された性教育がどのように運営され ていたのかが検討されている。そこでは、全て の子どもを対象に性教育を行うという理想と、 子どもを退席させる権利行使の可能性とのバラ ンスを誰がどのように図っているのかが問われ、 道徳的右派の強い働きかけによって導入された 性教育の必修領域をサイエンスに限定するとい う桎梏は実体としてほぼ無意味になっているこ とが明らかにされている。

そして、終章「成熟した近代社会の問題と国家によるメンテナンス」においては、イギリスの性教育制度化の過程は、後述する「私的領域の不安定化」という危機に無関心でいられなく

なった国家が企図した秩序再建・維持のための 営みであったとしてその態様を考察している。 以下、本書で得られた知見を再度概観してお

これまでイギリス性教育という政策案が政策 分析の対象領域として取り上げられることは皆 無に等しく「真空領域」(12頁)であった。ま た性教育の義務必修化という政策的帰結は、復 古的かつ反動的と揶揄されたサッチャー政権下 における政策の例外領域として把握されること が一般的であった。これに対して著者が採用 した分析視角は、私的価値領域に関与する政 策のありようを社会的要請(総意)に対応し た社会政策の一環として捉えるというもので ある。

1970年代においてはイギリス議会において も保守党及び労働党の双方において公権力の価 値領域不介入の原則は説得力を有するものとし て重視され政策選択を行う準拠枠であり続けた。 よって当時においては性教育に対する国家関与 というアジェンダ自体が「嘲笑」の対象ですら あった(4頁)。しかし、「私的領域の不安定化」 という新たな政策環境が醸成されたことを受け て、無前提に支持され不問とされてきた原則そ れ自体が再吟味される必要に迫られることにな る。著者によれば、「私的領域の不安定化」と は、「内面の流動化」と「社会の多元化」とい う2つの相から構成されるものである(283-5 頁)。「内面の流動化」は、確たる価値の拠り所 を持たず自信を持って子どもの性教育を行うこ とができなくなる親の大量出現という現象を指 しており、後者の「社会の多元化」とは、労働 者階級の少女に集中する形で出現した望まない 妊娠の急増とHIV/AIDSの感染拡大の顕在化と いう現象に看取できるという。こうして「内面 の流動化」と「社会の多元化」の相互作用がひ いては「私的領域の不安定化」を引き起こす契

機となり、上記のような政策環境の変化を背景にして、性に関する政策案も例外なく公論に晒され制度化への道を辿ることになる。その過程では、公権力の価値領域の不介入原則の重要性を一貫して主張し性教育の制度化に反対の意を表す道徳的右派の見解は、「社会が直面する諸問題の緊急性を認識しない無責任なもの」(4頁)として捉えられるまでのものとなり、性教育の法定化を経て義務必修化へと至る一連の政策は、社会の翼賛的支持を背景としながら結果として保守党及び労働党の双方によって遂行されることになる。

以上、性教育制度化の過程は、新たな教育制度の形成過程であると同時に、公権力の価値領域不介入原則の適用に対して一定の「留保」を行う過程でもあった。換言すれば、国家による特定の価値観の強制を排除する論理から、社会問題の解決に即応すべく国家の積極的な関与を求める論理への転換過程である。ここでは、自由をめぐる問題の構成状況が、自由を欲する人々を主な政策対象とするものから、自由になった人々をもその射程に含まざるを得ないものへと変容するという、いわゆるポスト福祉国家時代に顕著な政策環境が性教育の制度化を推進した規定要因の1つとして理解できよう。

ところで、そもそも自由を十全に享受し得る 人々というものは、自由を享受したことにより 起こり得る様々な結果も含めて甘受し得る基盤 をあらかじめ有した自律的個人である。この 「現実」は、近年の格差研究による知見を待つ までもなく社会科学において定説化しているも のであるといってよい。逆に言えば、多様性の 尊重という名の下に付与された種々の自由や機 会は、それまで抑圧されていた人々を解き放つ ことに寄与する反面、付与された機会を十全に 行使できない自由という名の不自由を顕在化さ せることになり得る。こうして、「人々を解放 する自由は、人々の生活を不安定にする要素を 併せ持つ自由でもある | (283頁) という理解 が得られることになる。この意味では、一定の 自由と平等の享受を多くの人々に行き渡らせた 成熟社会においては、「私的領域の不安定化 | は必然性を有した社会現象と言い得るものなの であり、その状況に対して国家がいかなる現状 認識の下で政策的関与を行うのか(あるいは、 意図的に放置し関与を行わないのか)が、当該 公共政策の成否を占う大きな分岐点となる。 これに対してイギリス性教育における義務必 修化政策は、著者の認識によれば、「自由な私 的領域に見切りをつける方向ではなく、自律 的であるべき私的領域を引き続き社会に配置 しておく延命として構想された」(285頁)と いう。すなわち、「機能不全を起こした私的領 域を修復する切り札」として導入された伝家の 宝刀が、性教育の義務必修化政策であったわけ である。また著者はこの営みを「国家自らが私 的領域の機能不全を修繕しするという目的に鑑 みてなされた「国家によるメンテナンス」(285 頁)と評しているが、このメンテナンスにあた る国家のモチベーションは、私的領域の不安定 化を近代社会・国家の基盤の不安定化と同義の ものと解する危機認識に支えられたものであっ

最後に読了後感じた論点を順不同でいくつか 提示しておきたい。

第1は、「性教育」という政策案の特質は何かという点である。本書の冒頭で先行研究においては性教育の制度化は、サッチャー政権下における政策の例外領域として把握することが一般的であったと概括されているが、それではこの政策案の特質は何に求められようか。むろん、本書の中でも性教育と宗教教育との内包・外延関係をめぐる説明はなされているわけであるが、本書が性教育の制度化を「事例」として位置付

けていることからするならば政策案としての特質をより明確に記述する必要があったのではないだろうか。この点はサッチャー政権下の他の(教育)政策案との比較可能性ないし他政権時における性教育への政策的対応との比較可能性を念頭においた上で指摘として理解されたい。

第2は、当該時期に保革対立という政治力学が崩壊した要因は何に求められるのだろうか。性教育という政策案が当時の政治力学に一定程度影響を与え保革対立の構図を揺るがしたと解すべきか、それとも、政治変容の契機はそれ以前に埋め込まれていたのであり、性教育という政策案の内容如何に関わらず、その土壌はすでに醸成されていたと解すべきか。

第3に、改めて「国家によるメンテナンス」 とは何か、そしてそのメンテナンスのありよう を決める要因は何であるのか。さらにそのメン テナンスに対する評価はいかなる判断基準をも ってなし得るのか。筆者の分析視角や研究戦略 はよく理解できるのだが、国家関与のありよう を評価する際のクライテリアをめぐっては未だ 釈然としない部分がある。本書においては、性 教育の制度化は「公権力の価値領域不介入原 則 を明確に却下した事例として取り上げられ、 その関与は自律的な私的領域の延命構想として 企図されたと総括されている。しかしながら、 私的領域への国家関与を、本書のように私的領 域の確保・維持のためになされたものと解する のか、あるいは、私的領域の縮小作業ないし公 的領域の拡大作業として解するのかといった、 政策の評価をめぐる判断基準と正当化根拠につ いてはより精緻な作業及び恒重な判断がなされ るべきではなかっただろうか。なお、この指摘 は、同書に対する批判というよりはむしろ今後 の教育政策分析の研究方法上の課題として共有 しておきたい論点の提示として記しておくもの であり、学校選択や学校統廃合、小中一貫教育

や学力テスト、さらには株式会社立・NPO法人立学校の誕生やバウチャー制度構想を「新自由主義的改革」と一括りに理解し批判することは政策分析としていささかナイーブすぎるのではないかという近年の教育政策分析の研究水準に対する評者の違和感から派生するものであることをあらかじめ断っておく。

最後に、筆者は制度化された性教育政策の 「政策内容」をどのように評価しているのか。 本書は、政策形成段階のみならず、政策実施段 階をも射程に含め、カリキュラム構成など具体 的な政策内容についても検討しているが、当該 政策案の制度化がある種「過渡期的」な状況に あることもあってか政策内容の評価については 踏み込んだ分析を行っていない。筆者はセクシ ュアリティ論も専門とするため本来ならばその 種の評価を行うこともなし得たはずである。こ れについては、教育行政学における先行研究の 状況並びに同学問における政策分析の水準に鑑 みて、筆者は同書においては「自省的」かつ 「自制的」に政策分析に徹したと解するべきか もしれない。しかしながら、ジェンダー論やセ クシュアリティ論ないしカリキュラム論を専門と する研究者からすれば政策過程分析から得られる 知見を踏まえた政策内容分析への展開を期待する に違いない。これについては今後の研究に注目し たい。

なお、筆者が終章で提起した問い、すなわち「自由であるべき私的領域を不安定にさせるという、成熟近代が経験することになる宿縁を見た後でなお希求想定されている自由は、いったい何を意味するものとしてあるのか」(286頁)という問いは、社会科学全般に向けられたポストモダンにおける学問的実践的な喫緊課題ともいうべきものである。この問いとかかわって筆者の今後の研究戦略の一端を示したものとして、広瀬による論文(「教育政策を分析するグラン

ドセオリーの再考:「戦略的」公私二元論」『日本教育政策学会年報』第17号)がある。重ねて参照いただきたい。

〈注〉

i) 以下、本書評で記載されたページ数は対象と なった著書の当該ページを記している。